

特別児童扶養手当所得状況届について

特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に「所得状況届」を提出しなければなりません。この所得状況届は8月時点における現状を把握し、特別児童扶養手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。この届の提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

所得状況届の用紙は8月上旬に送付しますので、8月31日(金)までに必要書類を添えて提出してください。

(提出に必要なものは、送付する案内文でご確認ください。)

【特別児童扶養手当について】

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を家庭において監護(保護者として生活の面倒を見ていること)している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です(所得による支給制限があります)。

○手当の対象となる児童の障がいの程度

- ・身体障害者手帳の判定が1～3級(内部疾患含む)程度
- ・療育手帳の判定が㊤・A・B程度
- ・精神障害者保健福祉手帳の判定が1～2級程度

※この手当と児童扶養手当、障害児福祉手当との併給は可能です。

○次のような場合は、手当を受けることができません

- ①児童が障がいによる公的年金を受けることができる場合
- ②児童が児童福祉施設(保育所・通園施設・肢体不自由施設への短期母子入所を除く)に入所中の場合

○支給月額(平成30年4月から)

1級 51,700円 2級 34,430円

○支給月

4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、11月(8月～11月分)

※受給資格があっても申請をしなければ支給されませんので、ご注意ください。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

地震への備えは大丈夫ですか？

～昭和56年以前建築の住宅所有者のみなさんへ～

建物が地震の揺れに耐える能力のことを「耐震性能」といいます。

昭和56年に建物の耐震基準(建築基準法)が大きく改正されました。昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅は、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などでも大きな被害を受けました。平成28年4月に発生した熊本地震における木造住宅の被害状況を調査したところ、旧耐震基準で建築した住宅はそれ以降に建築した住宅の約4倍の倒壊・崩壊率であったことが報告されています。

県及び市では、住宅の耐震化を促進するため、安心して相談できる技術者(木造住宅耐震診断士)を養成し、住宅の耐震化に対する補助制度を準備しています。今後予想される首都直下地震へ備えるため、建物の耐震性を調べる耐震診断や、耐震性能を向上させる耐震改修を実施しましょう。詳しくは、下記の連絡先へご相談ください。

問【補助窓口】本庁 都市計画課住宅・営繕G ☎52-1111

【耐震全般】茨城県土木部都市局建築指導課 企画グループ ☎029-301-4716